

「体制等届出」の手引き
【介護老人福祉施設】 【地域密着型介護老人福祉施設】
(特別養護老人ホーム併設の) 【短期入所生活介護】 【介護予防短期入所生活介護】 編

1 届出時期

加算等の変更の場合

届出に係る加算等は、届出受理日の翌月（受理日が月の初日の場合はその月）から、算定を開始することができます。

（事務処理の都合上、前月15日までに提出するようご協力をお願いします。）

【注】「加算を取り下げる場合」又は「減算となる場合」は、速やかに「体制等届出書」及び添付書類を提出する必要があります。

※「加算を取り下げる場合」については、下記の4添付書類(53)を参照

新規指定申請の場合

新規に指定を受ける場合は、指定申請と同時に「体制等届出書」を提出してください。

【注】指定申請書に添付する書類と重複する書類については、省略することができます。

2 提出先

〒700-0913

岡山市北区大供3-1-18 KSB会館4階

岡山市 保健福祉局 事業者指導課 施設係

TEL：086-212-1014 FAX：086-221-3010

メールアドレス：jishidou@city.okayama.lg.jp

3 提出書類

①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

【介護老人福祉施設】 【短期】 【予防短期】

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書〈指定事業者用〉（別紙2）

【地域密着型介護老人福祉施設】

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書〈地域密着型サービス事業者用〉〈予防介護支援事業者用〉（別紙3-2）

②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

【介護老人福祉施設】 【短期】 【予防短期】

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）

【地域密着型介護老人福祉施設】

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）（別紙1）

③添付書類（下記4を参照）

4 添付書類

【注1】同時に複数の項目について届出をする場合は、重複する書類は省略することができます。

【注2】必要に応じて、下記記載の添付書類の他に書類を求めることがあります。

体制の(変更)内容	「体制等届出書」の添付書類
(1)施設等の区分 【特養】 【地密特養】 【短期】 【予防短期】	○事業所・施設の平面図
(2)夜間勤務条件基準 【特養】 【地密特養】 【短期】 【予防短期】	①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・算定開始月のものを添付 ・「介護職員」及び「看護職員」の記載のみで可 ※見守り機器等を導入した場合の夜間における人員基準の緩和に該当する場合は、以下の②③を届け出ること。【従来型】 ②テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書(別紙7-3) ③入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の議事概要 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> (注意) ※テクノロジーを導入後、<u>3月以上の試行期間を設け</u>、委員会において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届出を行うこと。 ※試行中の3月は通常の夜勤職員基準を遵守すること。 ※届出を行っていない状況で、人員基準を緩和した場合、減算となる場合があるため注意すること。 </div>
(3)職員の欠員による減算の状況 【特養】 【地密特養】 【短期】 【予防短期】	①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・「介護職員」、「看護職員」、「介護支援専門員」の記載のみで可 ②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・「看護職員」、「介護支援専門員」のみで可
(4)ユニットケア体制 【特養】 【地密特養】 【短期】 【予防短期】	①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・「介護職員」及び「看護職員」の記載のみで可 ②研修修了証の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・「ユニットケアリーダー研修」

<p>(5)身体拘束廃止取組の有無 【特養】 【地密特養】</p>	<p>○添付書類なし ※身体拘束廃止の取り組みを行っていない場合は提出してください。 ※減算は過去に遡及することではなく、基準を満たしていない事実が発見された月を「事実が生じた月」とします。</p>
<p>(6)安全管理体制 【特養】 【地密特養】</p>	<p>○添付書類なし ※運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合は、提出してください。</p>
<p>(7)高齢者虐待防止措置実施の有無 【特養】 【地密特養】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>○添付書類なし ※運営基準における虐待の防止のための措置が講じられていない場合は、提出してください。 ※減算は過去に遡及することではなく、基準を満たしていない事実が発見された月を「事実が生じた月」とします。</p>
<p>(8)業務継続計画策定の有無 【特養】 【地密特養】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>○添付書類なし ※減算は「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して適用となります。</p>
<p>(9)栄養ケア・マネジメントの実施の有無 【特養】 【地密特養】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・算定開始月のものを添付 ・「栄養士」又は「管理栄養士」の記載のみで可 ②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・「栄養士」又は「管理栄養士」のみで可 ③栄養マネジメント体制に関する届出書(別紙38)</p>
<p>(10)日常生活継続支援加算 【特養】 【地密特養】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・届出日の属する月の前3月分を添付 ・「介護福祉士」の記載のみで可 ②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・「介護福祉士」のみで可(届出日の属する月の前3月間に配置されている介護福祉士に係るもの) ③日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙37) ④日常生活継続支援加算に関する確認書(別紙37付表)</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>(注意)</p> <p>※新規指定時は算定不可。</p> <p>※「サービス提供体制強化加算」との併算定不可。</p> <p>※算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数における「要介護4又は5の者の割合」及び「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の割合」について、前6月間で計算するか前12月間で計算する</p> </div>

	<p>かは施設が選択できる。また、前6月間で要件を満たしたものととして届け出を行った後に、前6月間では要件を満たさなくなった場合であっても、前12月間で要件を満たしていれば改めて届け出を行わなくても良い。 (毎月の記録は必要)</p> <p>※【介護福祉士】数について 本体施設と併設ショートステイで介護福祉士の兼務がある場合は、介護福祉士数を(勤務実態、利用者数、ベッド数等で)按分のうえ、本体施設での勤務部分のみを対象とすること。</p>
<p>(11)テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算関係) 【特養】 【地密特養】</p>	<p>①テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙32-3) ②テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する確認書(別紙32-2 付表) ③入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の議事概要</p> <p>(注意) ※テクノロジーを導入後、<u>3月以上の試行期間</u>を設け、委員会において、介護機器の使用後の人員体制とその際の職員の負担のバランスに配慮しながら、介護機器の使用にあたり必要な人員体制等を検討し、安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届出を行うこと</p>
<p>(12)看護体制加算 【特養】 【地密特養】 【短期】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・算定開始月のものを添付 ・「看護職員」の記載のみで可(ただし、機能訓練指導員の資格が看護師又は準看護師の場合は「機能訓練指導員」も記載すること) ②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・「看護職員」のみで可 ③【介護老人福祉施設】【地域密着型介護老人福祉施設】→看護体制加算に係る届出書(別紙25-2) 【短期入所生活介護】→看護体制加算に係る届出書(別紙25) ④看護体制加算(Ⅲ)(Ⅳ)に関する確認書 前年度の実績が6月に満たない場合 →(別紙25付表2) 前年度の実績が6月以上ある場合 →(別紙25付表1)又は(別紙25付表2) ※加算(Ⅲ)、加算(Ⅳ)を算定の場合のみ添付</p> <p>(注意) ※各看護職員が、本体施設と併設ショートステイのどちらに配置されているかを「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の【兼務の状況】欄に明記すること。 また、本体施設と併設ショートステイで看護職員の兼務がある場合は、(勤務実態、利用者数、ベッド数等で)按分のうえ、それぞれの勤務割合を併せて明記すること。 ※機能訓練指導員等との兼務がある場合は、看護職員として勤務している時間のみ常勤換算の看護職員の中を含めること。</p>

	<p>(記載例)</p> <p>従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</p> <table border="1" data-bbox="539 197 1342 389"> <thead> <tr> <th>【資格】</th> <th></th> <th>【氏名】</th> <th>常勤換算後</th> <th>兼務の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師</td> <td>A</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>1</td> <td>(特養)1</td> </tr> <tr> <td>准看護師</td> <td>A</td> <td>△△ △△</td> <td>1</td> <td>(特養)0.8(短期)0.2</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>A</td> <td>●● ●●</td> <td>1</td> <td>(短期)1</td> </tr> <tr> <td>准看護師</td> <td>B</td> <td>□□ □□</td> <td>1</td> <td>(短期)0.4(機能)0.6</td> </tr> </tbody> </table>	【資格】		【氏名】	常勤換算後	兼務の状況	看護師	A	〇〇 〇〇	1	(特養)1	准看護師	A	△△ △△	1	(特養)0.8(短期)0.2	看護師	A	●● ●●	1	(短期)1	准看護師	B	□□ □□	1	(短期)0.4(機能)0.6
【資格】		【氏名】	常勤換算後	兼務の状況																						
看護師	A	〇〇 〇〇	1	(特養)1																						
准看護師	A	△△ △△	1	(特養)0.8(短期)0.2																						
看護師	A	●● ●●	1	(短期)1																						
准看護師	B	□□ □□	1	(短期)0.4(機能)0.6																						
<p>(13)夜勤職員配置加算 【特養】 【地密特養】 【短期】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・算定開始月のものを添付 ・「介護職員」及び「看護職員」の記載のみで可</p> <p>②該当の資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ※加算(Ⅲ)、加算(Ⅳ)を算定の場合のみ添付</p> <p>③登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録証の写し ※加算(Ⅲ)、加算(Ⅳ)を算定の場合のみ添付</p>																									
<p>(14)テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係) 【特養】 【地密特養】 【短期】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・算定開始月のものを添付 ・「介護職員」及び「看護職員」の記載のみで可</p> <p>②テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書(別紙27)</p> <p>③利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の議事概要</p>																									
<p>(15)準ユニットケア体制 【特養】 【地密特養】</p>	<p>①事業所・施設の平面図</p> <p>②従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・算定開始月のものを添付 ・「介護職員」及び「看護職員」の記載のみで可</p>																									
<p>(16)生活機能向上連携加算 【特養】 【地密特養】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>○添付書類なし</p>																									
<p>(17)個別機能訓練加算 【特養】 【地密特養】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・算定開始月のものを添付 ・「機能訓練指導員」の記載のみで可(ただし、資格が看護師又は准看護師の場合は、「看護職員」も記載すること)</p> <p>②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・「機能訓練指導員」のみで可</p>																									
<p>(18)機能訓練指導体制 【短期】 【予防短期】</p>	<p>(注意)</p> <p>※常勤・専従の機能訓練指導員の配置が必要</p> <p>※はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者</p>																									

	<p>※個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定する場合は、LIFE への登録が必要</p> <p>※個別機能訓練加算(Ⅲ)を算定する場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)及び、口腔衛生管理加算(Ⅱ)、栄養マネジメント強化加算の算定が必要</p>
<p>(19)ADL維持等加算 [申出]の有無 【特養】 【地密特養】</p>	<p>○添付書類なし</p> <p>※LIFE への登録が必要</p> <p>(注意)</p> <p>※令和4年度以降に加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、届出(申出)を行っている場合には、届出の日から12月後までの期間が評価対象期間となる。</p>
<p>(20)若年性認知症 入所者受入加算 【特養】 【地密特養】</p> <p>(21)若年性認知症 利用者受入加算 【短期】 【予防短期】</p>	<p>○添付書類なし</p>
<p>(22)常勤専従医師 配置 【特養】 【地密特養】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定開始月のものを添付 ・「医師」の記載のみで可 <p>②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医師」のみで可
<p>(23)精神科医師定期的療養指導 【特養】 【地密特養】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定開始月のものを添付 ・「精神科医師」の記載のみで可 <p>②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「精神科医師」のみで可
<p>(24)障害者生活支援体制 【特養】 【地密特養】</p> <p>(25)栄養マネジメント強化体制 【特養】 【地密特養】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定開始月のものを添付 ・「障害者生活支援員」の記載のみで可 <p>②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者に対する障害者生活支援員の場合のみで可 <p>③障害者生活支援体制加算に係る確認書(別添10)</p> <p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定開始月のものを添付 ・「栄養士」又は「管理栄養士」の記載のみで可 <p>②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「栄養士」又は「管理栄養士」のみで可 <p>③栄養マネジメント体制に関する届出書(別紙38)</p> <p>※LIFE への登録が必要</p>

<p>(26)療養食加算 【特養】 【地密特養】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>○添付書類なし</p>
<p>(27)配置医師緊急時 対応加算 【特養】 【地密特養】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・算定開始月のものを添付 ・「配置医師」の記載のみで可</p> <p>②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・「配置医師」のみで可</p> <p>③配置医師との取り決め内容が確認できる書類</p> <p>④配置医師緊急時対応加算に係る届出書(別紙39)</p> <p>【配置医師が1人である場合】</p> <p>⑤協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していることがわかる書類</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注意) ※看護体制加算Ⅱを算定していない場合は算定不可</p> </div>
<p>(28)看取り介護体制 【特養】 【地密特養】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・算定開始月のものを添付 ※加算(Ⅰ)の場合:「看護職員」の記載のみで可 ※加算(Ⅱ)の場合:「看護職員」及び「配置医師」の記載のみで可</p> <p>②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ※加算(Ⅰ)の場合:「看護職員」に係るもの ※加算(Ⅱ)の場合:「看護職員」及び「配置医師」に係るもの</p> <p>③看取り介護体制に係る届出書(別紙34)</p> <p>④看取りに関する指針</p> <p>⑤配置医師との取り決め内容が確認できる書類</p> <p>【加算(Ⅱ)を算定する事業所で、配置医師が1人である場合】</p> <p>⑥協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していることがわかる書類</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注意) ※常勤の看護師の配置が必要(准看護師は不可)</p> </div>
<p>(29)看取り連携体制 加算 【短期】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・算定開始月のもので「看護職員」の記載のみで可</p> <p>②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・「看護職員」のみで可</p> <p>③看取り連携体制加算に係る届出書(別紙13)</p> <p>④看取り期における対応方針</p>

<p>(30)在宅・入所相互 利用体制 【特養】 【地密特養】</p>	<p>○添付書類なし</p>
<p>(31)小規模拠点集合 体制 【地密特養】</p>	<p>○添付書類なし</p>
<p>(32)認知症専門ケア 加算 【特養】 【地密特養】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①認知症専門ケア加算に関する届出書(別紙12-2) ②認知症専門ケア加算に関する確認書(別紙12-2付表) ③研修修了証の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・加算(Ⅰ):「認知症介護実践リーダー研修」 ・加算(Ⅱ):「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症介護指導者養成研修」 ※上記の研修修了者に代えて、認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置も可能。下記の修了証の写し等を添付すること。 ・日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ・日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」</p> <p>④介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画 ※加算(Ⅱ)を算定の場合のみ添付</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(注意)</p> <p>※施設における入所者の総数に占める【日常生活自立度Ⅲ以上の者】の割合(2分の1以上)については、届出日の属する月の前3月の各月末時点の入所者数の平均で算定すること。 また、届出月以降においても、毎月において直近3月間の割合を満たす必要があること。(割合を毎月記録すること。)</p> <p>※加算(Ⅱ)は、【日常生活自立度Ⅲ以上の者】が10名未満の場合のみ、「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症介護指導者養成研修」の研修を修了した者又は認知症ケアに関する専門性の高い看護師を1名配置することで算定可能。(10名以上の場合は別々に配置が必要)</p> <p>※【(地域密着)介護老人福祉施設、(予防)短期入所生活介護共通】 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者については、日々の対象者数に応じた数を配置すること。</p> </div>
<p>(33)認知症チームケア 推進加算 【特養】 【地密特養】</p>	<p>①認知症チームケア推進加算に係る届出書(別紙40) ②認知症チームケア推進加算に係る確認書(別紙40付表) ③研修修了証の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・加算(Ⅰ):「認知症介護指導者養成研修」及び「認知症チームケア推進研修」 ・加算(Ⅱ):「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症チームケア推進研修」 ④複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいることが確認できる書類</p>

(34)褥瘡マネジメント加算 【特養】 【地密特養】	○褥瘡マネジメントに関する届出書(別紙41) ※LIFE への登録が必要
(35)排せつ支援加算 【特養】 【地密特養】	○添付書類なし ※LIFE への登録が必要
(36)自立支援促進加算 【特養】 【地密特養】	○添付書類なし ※LIFEへの登録が必要
(37)科学的介護推進体制加算 【特養】 【地密特養】	○添付書類なし ※LIFE への登録が必要
(38)安全対策体制 【特養】 【地密特養】	○添付書類なし
(39)高齢者施設等感染対策向上加算 【特養】 【地密特養】	【加算(Ⅰ)】 ①高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書(別紙35) ②第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していることがわかる書類 ※第二種協定指定医療機関が令和6年4月以降に締結を開始することより、令和6年9月末までの間は、現に感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関との連携で差し支えない。 ③協力医療機関との間で、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応の取り決めが分かる書類 ④医療機関における研修又は訓練の参加報告書 ※令和7年3月31日までに、医療機関等に研修又は訓練の実施予定を確認し、当該訓練に参加できる目途があれば算定可。 【加算(Ⅱ)】 ①高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書(別紙35) ②医療機関による実地指導の実施報告書
(40)生産性向上推進体制加算 【特養】 【地密特養】 【短期】 【予防短期】	①生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28) ②委員会の議事録 ③生産向上推進体制加算(Ⅰ)の算定に関する取組の成果(別紙28付表) ※厚生労働省に毎年度報告する別紙2と同じ様式 ※③は、加算(Ⅰ)を算定の場合のみ添付 ※加算(Ⅰ)(Ⅱ)ともに、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告すること。

<p>(41)サービス提供体制強化加算 【特養】 【地密特養】</p> <p>(42)サービス提供体制強化加算 (単独型) 【短期】 【予防短期】</p> <p>(43)サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型) 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・届出月の前月分(届出日が月の初日である場合は前々月分)を添付 ※介護福祉士等の状況:「介護職員」のみの記載で可 ※常勤職員の状況:「介護職員」及び「看護職員」のみの記載で可 ※勤続年数の状況:「生活相談員」、「介護職員」、「看護職員」、「機能訓練指導員」のみの記載で可</p> <p>②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・上記①「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した従業者に係るものを添付 ※「生活相談員」、「介護職員」、「看護職員」、「機能訓練指導員」</p> <p>③サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-4)</p> <p>④サービス提供体制強化加算に関する確認書(別紙14-4付表)</p> <p>⑤サービス提供体制強化加算に係る勤続年数10年以上又は7年以上の者の状況(別添9) ※加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)で勤続年数に係る要件を用いる場合のみ</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(注意)</p> <p>※新規指定時は算定不可。(3月以上の実績が必要)</p> <p>※本体施設と併設ショートステイを兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等で按分のうえ、当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイそれぞれに割り振ること。</p> <p>※短期入所生活介護の併設型と空床型の両方で算定する場合は、それぞれについて上記の必要書類を添付すること。</p> <p>※【介護老人福祉施設】【地域密着型介護老人福祉施設】 「日常生活継続支援加算」を算定する場合は算定不可。</p> <p>※①の説明は、前年度の実績が6月以上ある事業所の場合については、算定開始月が4月である場合を想定した記述となっているため、<u>直近の2月の勤務実績表を添付すること。法改正等により、提出日が延期された場合であっても2月の勤務実績表が必要。</u></p> </div>
<p>(44)共生型サービスの提供 【短期】 【予防短期】</p>	<p>○添付書類なし</p>
<p>(45)生活相談員配置加算 【短期】 【予防短期】</p>	<p>※併設型短期入所生活介護において、共生型サービスの提供を行っていることが必要</p> <p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・算定開始月のものを添付 ・「生活相談員」の記載のみで可</p> <p>②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・「生活相談員」に係るもの</p> <p>③生活相談員配置加算に係る届出書(別紙 21)</p>

<p>(46)医療連携強化加算 【短期】</p>	<p>①医療連携強化加算に係る届出書(別紙26)</p> <p>②協力医療機関との契約書(又は協定書等)の写し等、緊急やむをえない場合の対応に係る取り決めを定めた書類</p> <p>(注意) ※看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定していない場合は算定不可</p>
<p>(47)送迎体制 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①車検証の写し</p> <p>②車両の写真</p>
<p>(48)口腔連携強化加算 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11)</p> <p>②歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保している旨を取り決めた書類</p> <p>※上記①別紙11に記載した連携歯科医療機関に係るもの</p>
<p>(49)併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況 【短期】 【予防短期】</p>	<p>○本体施設の体制等状況一覧表</p>
<p>(50)介護職員等処遇改善加算等 【特養】 【地密特養】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>○事業者指導課ホームページ 「介護職員等処遇改善加算等の「計画書」について」を参照。</p>
<p>(51)LIFEへの登録</p>	<p>○添付書類なし</p>
<p>(52)割引 【特養】 【地密特養】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について(別紙5)</p> <p>地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引率の設定について(別紙5-2)</p> <p>②運営規程 ・割引について具体的に記載すること。</p>
<p>(53)加算の取り下げ 【特養】 【地密特養】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>○従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護)</p> <p>【下記の加算について算定要件を満たしていた最終月のものを添付】</p> <p>※(4)ユニットケア体制、(12)看護体制加算、(13)夜勤職員配置加算、(15)準ユニットケア体制、(17)個別機能訓練加算、(18)機能訓練指導体制、(22)常勤専従医師配置、(23)精神科医師定期的療養指導、(24)障害者生活支援体制、(25)栄養マネジメント強化加算、(28)看取り介護体制、(29)看取り連携体制加</p> <p>(注意) ※看護体制加算(Ⅰ)の要件を満たさなくなる場合、看取り介護加算の要件も満たさなくなるため、看取り介護加算の取り下げも必要。 ※看護体制加算(Ⅱ)の要件を満たさなくなる場合、配置医師緊急時対応加算、看取り介護加算(Ⅱ)の要件も満たさなくなるため、取り下げが必要。</p>